



鳥取県公報

令和6年9月6日(金)
第9626号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (517) (企業支援課) 2
	指定障害児通所支援事業者の指定 (518) (西部総合事務所県民福祉局) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (519) (〃) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (520) (〃) 3
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (33) 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (デジタル基盤整備課) 4
	総合評価一般競争入札の実施 (病院局総務課) 8

告 示

鳥取県告示第517号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
けんこうらんどショッピングタウン 鳥取市大杵45-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社日本海リッチランド 代表取締役 吉岡 秀樹 鳥取市吉成二丁目14-21
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
令和6年5月15日ほか
- 5 届出年月日
令和6年8月28日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和6年9月6日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第518号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月6日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
株式会社 M n e t Corporation	米子市米原五丁目3-20	チェリーズ米子錦町教室	米子市錦町一丁目75	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	令和6年9月1日

鳥取県告示第519号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年9月6日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人養和会	訪問看護ステーション仁風荘こうやまち	米子市紺屋町104-2	令和6年9月1日	訪問看護
株式会社エルフィス	エルフィス観音寺新町	米子市観音寺新町三丁目5-33	〃	特定施設入居者生活介護

鳥取県告示第520号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和6年9月6日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人養和会	訪問看護ステーション仁風荘こうやまち	米子市紺屋町104-2	令和6年9月1日	介護予防訪問看護

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第33号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和6年9月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,043
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	45,215
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	142,024
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	50,414
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,098
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,371
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,142
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,078
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,143
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,628
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,075
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	2,767

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取情報ハイウェイ通信機器更新及び賃貸借業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和12年6月30日まで。ただし、本業務に係る賃貸借期間は、令和7年7月1日から令和12年6月30日までの60月とする。

(4) 入札方法

ア 入札は紙入札により行う。

イ 契約に当たっては、入札書に記載した金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

オ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

(ア) 事務用機器のパソコン類

(イ) 事務用機器の電気通信機器類

なお、本件入札に参加を希望する者（以下「本件入札希望者」という。）であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年9月13日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

カ 本業務に係る設計業務を含む「鳥取情報ハイウェイ機器更新に係る実施設計業務」の受注者（以下「設計等受注者」という。）と次のいずれかの関連にある者でないこと。

(ア) 本件入札希望者が、設計等受注者の発行済株式総数の2分の1を超える株式を保有し、又はその出資の総額の2分の1を超える出資をしていること。

(イ) 本件入札希望者の代表権を有する役員（本件入札希望者が個人である場合にあっては、当該個人）が設計等受注者又は設計等受注者の代表権を有する役員であること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

ク 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員は、(1)のアからエまでの要件を全て満たしていること。

イ 次の(ア)及び(イ)の競争入札参加資格の業種区分それぞれに構成員の1以上の者が登録されており、かつ、全ての構成員がこれらのいずれかの業種区分に登録されていること。

(ア) 事務用機器のパソコン類

(イ) 事務用機器の電気通信機器類

なお、これらの業者区分のうち構成員が登録されていないものがある共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが、これらの業種区分のいずれにも登録されていない構成員がある共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、当該構成員が競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を、令和6年9月13日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 構成員は、設計等受注者と次のいずれかの関連にある者でないこと。

(ア) 構成員が、設計等受注者の発行済株式総数の2分の1を超える株式を保有し、又はその出資の総額の2分の1を超える出資をしていること。

(イ) 構成員の代表権を有する役員（本件入札希望者が個人である場合にあっては、当該個人）が設計等受注者又は設計等受注者の代表権を有する役員であること。

エ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 成立の時期及び解散の時期

(オ) 構成員の住所及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

(ク) 構成員の出資の割合

(ケ) 運営委員会

(コ) 構成員の責任

(サ) 取引金融機関

(シ) 決算

(ス) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(ソ) 権利義務の譲渡の制限

- (タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
- (チ) 構成員の除名
- (ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- (テ) 解散後の契約不適合責任
- (ト) 解散後の著作権
- (ナ) その他必要な事項

ク 各構成員が鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県政策戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県政策戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課

電話 0857-26-7849

電子メール digital-kiban@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和6年9月6日(金)から同年10月3日(木)までの間に鳥取県政策戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/digital-kiban/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年9月6日(金)から同年10月3日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間の最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年10月18日(金)午後1時30分即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月17日(木)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎5階デジタル局デジタル基盤整備課

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書第1回」、「入札書第2回」及び「入札書第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札として無効とする。

- (2) 本件入札希望者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を 4 の(1)の場所に令和 6 年 10 月 3 日(木)正午までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 14 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 18 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が 2 名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「鳥取情報ハイウェイ通信機器更新及び賃貸借業務仕様書」(以下「仕様書」という。)中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be procured : leasing contract for Tottori information highway telecommunications equipment update : 1 set

(2) October 3, 2024 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) October 18, 2024 1 :30 PM: Time-limit for submission of tenders

(October 17, 2024 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

- (4) Contact point for the notice : Digital base Maintenance Division, Tottori Prefectural Government
1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan
TEL : 0857-26-7849

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年9月6日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立中央病院及び鳥取県立厚生病院における医薬品調達管理等業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日までとする。ただし、令和7年3月31日までは準備期間とする。

(4) 履行場所

鳥取県立中央病院（鳥取市江津730）

鳥取県立厚生病院（倉吉市東昭和町150）

(5) 契約金額等

入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた契約申込金額を入札書に記載すること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業、共同企業体又は共同事業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が薬品類の医療薬品に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年9月13日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5

号に規定する一般病床を300床以上有する病院から医薬品の調達管理業務を2年以上受注し、完遂した実績を有する者であること。

カ 本件入札に係る共同企業体又は共同事業体の構成員ではないこと。

(2) 共同企業体又は共同事業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のアからウまでの全てに該当すること。

イ 各構成員が競争入札参加資格を有するとともに、構成員の1以上の者の業種区分が薬品類の医療薬品に登録されていること。

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体又は共同事業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和6年9月13日(金)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のオに該当すること。

エ 共同企業体又は共同事業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 共同企業体の構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じである場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業、他の共同企業体又は共同事業体の構成員でないこと。

キ 入札説明書に掲げる事項を定めた共同企業体又は共同事業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

本件入札に基づく契約は、落札者と各病院間で行う。なお、各契約担当部局は次のとおりである。

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

鳥取県立厚生病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県病院局総務課

電話 0857-26-7885

電子メールアドレス byouinsoumu@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和6年9月6日(金)から同年10月9日(水)までの間にインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/byouinkyoku/>)から入手するものとする。当該ホームページを利用して交付しない資料は、電子メールにより交付するので、(1)の場所に電子メールにより依頼するとともに、電話でその旨の連絡をすること。ただし、これらにより難い者には、次により直接交付し、又は郵送により交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、320円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

令和6年9月6日(金)から同年10月9日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所又は郵送請求先

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年10月24日（木）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前9時までとする。）

イ 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第2庁舎4階 第33会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を、4の(1)の場所に令和6年10月9日（水）午後5時までに持参又は郵便等により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札説明書に示す提案書を、4の(1)の場所に同月18日（金）午後3時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価点の最も高かった者を落札者とする。

ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高かったものを落札者とする場合がある。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和6年9月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかったときは、開札を行わない。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Supply Processing and Distribution System etc. for drugs other than reagent, 1 set

(2) October 9, 2024 5 : 00 PM : Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation

(3) October 18, 2024 3 : 00 PM : Time-limit for the submission of documents for the tender

(4) October 24, 2024 11 : 00 AM : Time-limit for the submission of tenders

October 24, 2024 9 : 00 AM : Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(5) Please contact : General Affairs Division, Tottori Prefectural Hospital Bureau, 1-220 Higashimachi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7885